

宗祇を継承する古今切紙と『古秘抄別本』

小 高 道 子

陽明文庫に『古秘抄』とする一冊が伝わる。この書については新井

栄蔵氏が『古秘抄別本』として影印・紹介され、あわせて宗祇流の古今伝授における裏説について論じられ、宗祇を中心とする古今伝授研究の基盤になった。¹⁾中でも裏説について記した「内外表裏事」については、新井氏の考証から離れて引用されることが多い。例えば鈴木元氏は「内外表裏事」についてその「解釈法」から「宗祇流伝授の初期段階のものかもしれない」と推定された。²⁾

同切紙によれば「裏説」の解釈法では歌の余情が失われることもあると述べており、このような二重の解釈法を全肯定では捉えていなかったことを指摘している点である。このことは、「裏説」の目指す方向が和歌の余情とは相容れないものであることを、はからずも伝授にかかわった当事者の口から語っているわけである。ところが、この解釈法は、宗祇流の特徴として次第に肥大化していく傾向を見せる。故に、和歌の余情と対立するとの自覚のもと、抑制的に「裏説」の導入されたこの切紙の説は、宗祇流伝授の初

期段階のものかもしれない。

しかしながら、鈴木氏が取り上げられた「内外表裏事」は、宗祇を継承する三流の古今切紙には見られない。『古秘抄別本』は、宗祇とどのような関係があるのだろうか。本稿では、『古秘抄別本』に記された項目を検討することにより、『古秘抄別本』について検討を加えたい。

一 『古秘抄別本』

『古秘抄別本』については、末尾に記された目録を挙げて新井氏が紹介されているが、同書に記された項目は、必ずしも末尾の目録とは一致しない。次に一つ書で記されている項目を表にする。末尾の目録に記されている項目には○印を付したが、三木三鳥については、どの項目が一致するかわからないため、△とした。

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
あもなるやハ	三才	此哥ハ身のうへに……	我上に露そをくなる	喚子鳥	百千鳥	嬬名負鳥	短哥の事	賀茂臨時祭事	富士の烟不立事	稽古方	身仁邪奈久	百千鳥	喚子鳥	嬬名負鳥	加和名種	妻戸挿花	御賀玉木	名題之事(真躰)	号題之口伝(古・今)	古哥の事	奉授(今上皇帝 和歌)	
	○		○	△	△	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	目録

45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23
惣二ハ	作伝心ヲ染古風	立田河	龍田川もみち	人丸か心にハ	又重之重	重之重	又風躰事	風躰之事	人とは、	永日の	来ぬ人を	夕されハ	さをしかの	梅花	ほのくと	いさこ、に	八雲立	風躰口伝哥九首内	三鳥の哥いつれも読人不知	百千鳥	喚子鳥	嬬名負鳥ハ
	○	○	○	○	○	○	○	○							○			○		△	△	△

46	三鳥事	△
47	内外表裏事	○
48	おちても水の	○
49	あまのかる	○
50	身不生万法無料	

この表から明らかな通り、『古秘抄別本』には、末尾の目録には見られない項目が見られる。また、宗祇を継承する三条西実隆・肖柏の切紙に見られた道統を示す系図、切紙の寸法を記した切紙が見られず、いかなる道統によって継承されたものが明らかではない。更に、古今伝受において切紙として相伝された資料かどうかも定かではない。そして、三鳥については繰り返し記されるのに対して三木については一度のみである。こうしたことから『古秘抄別本』は、宗祇の古今伝受を直接継承した実隆・肖柏・近衛尚通の切紙とはかけ離れた書であるといえよう。

二 『古秘抄別本』の成立について

新井氏は『図書寮典籍解題 続文学篇』（以下『解題』と略す）を引用した上で、成立について次のように記された。

『解題』（私注『解題』）は後水尾院預りの近衛流伝授の正本に比定し得るかとする。近衛流伝授すなわち宗祇から近衛尚通が伝受し、以後代々の近衛家の当主によって相承された近衛家伝の古今

伝授資料（注略）のおそらく多くのものは万治四年正月の京都大火によって院の御文庫で焼失するが、右の元和三年の写しとその書写奥書とが残ったことはさいわいである。

ここで改めて同書の奥書を検討してみよう。同書の奥書は智仁親王筆で次のようにある。

或人近衛後法成寺御抄并肖柏聞書等六冊在之、一覽之次、此一冊無所持之故、一日之中二度院參之間、令書写、重而可書改者也

元和三年八月十六日未刻書了

李部

智仁親王が細川幽齋所持の古今伝受資料を書写したのは慶長七年である。本書は元和三年と記されているから、『解題』のいう通り、「古今伝受以後、智仁親王が親ら諸処の伝受資料（切紙類）を蒐集あそばされたもの、一つ」であろう。奥書によると智仁親王は、或人が所持していた「近衛後法成寺御抄并肖柏聞書等六冊」のうち、「此一冊」が「無所持」であったために書写したという。智仁親王は、細川幽齋からの古今伝受終了後、幽齋の古今伝受資料を借りて書写しているが、その時すでに、智仁親王は尚通自筆の古今抄及び肖柏聞書を書写している⁴。本書は「一覽之次、此一冊無所持之故」書写したものであるから、すでに書写した資料とは異なるために親王が書写したと推定できる。「近衛後法成寺御抄并肖柏聞書等六冊」とあるうちの、書名が明記できる「近衛後法成寺御抄并肖柏聞書」ではなく、それ以外の「等六

冊」のうちの1冊であろう。また、元和三年八月十六日には、後水尾天皇は在位中であるから、「院」とは後陽成院をさすのであろう。すると「後水尾院預りの近衛流伝授の正本」とは別の書であると推定できる。

これまで『古秘抄別本』は、宗祇流の初期の資料とされてきたが、宗祇との関係については改めて検討することが必要であろう。各項目の内容については、稿を改めて検討したい。

注

- (1) 「陽明文庫蔵古秘抄——別本」(『叙説』昭54)
- (2) 「古今伝授は和歌を進展させたか」(『中世詩歌の本質と連関』平24、竹林舎)
- (3) 宗祇の古今伝授を直接継承した三流の古今切紙については「宗祇を継承する三流の古今切紙」(『中京大学国際教養学部論叢』平29・10)において検討を加えた。
- (4) 智仁親王が古今伝授資料を書写した過程について「御所伝受の背景について」(『近世文芸』38 昭58・5)で検討した。